

保険金の実損払に関する特別約款

第1条（保険価額）

この特約が付帯される保険契約については、運送保険普通保険約款第6条（保険価額）の規定を適用せず、以下の規定を読み替え適用します。

第6条（保険価額と保険金額）

- (1) 1 送り状（原票）^(注1)ごとの保険価額は、その送り状（原票）に記載の貨物の仕切状^(注2) 面価額（運賃および諸掛りを含んでいないときは、これを加算した額）とします。
- (2) 仕切状^(注2) がないときは、この保険契約を締結する時の発送地の市価に運賃および諸掛りを加算した額を(1)の仕切状^(注2) 面価額とみなします。
- (3) 保険金額は、(1)または(2)に定める保険価額の算出基準をもとに送り状（原票）において設定された金額とします。

(注1) 1 送り状（原票）

運送事業者が貨物の運送にあたって発行する発送原票のことをいいます。

(注2) 仕切状

荷送人が荷受人に発行する勘定書・納品書・請求書 など、この保険で対象となる貨物の明細（商品名・数量・金額など）が記載されたものをいいます。

第2条（保険金の実損払）

この特約が付帯される保険契約については、運送保険普通保険約款第39条（一部保険の場合の保険金の支払額）の規定を適用せず、以下の規定を読み替え適用します。

第39条（保険金の実損払）

当社は、保険金額を限度として被保険者が被った損害の「実額」を支払います。「実額」の算出は、保険金の実損払に関する特別約款 第1条（保険価額）の読み替え後の規定に定められた保険価額の算出基準に従います。ただし、貨物に損害が発生したために被保険者が支払を免れた運賃その他の費用は控除します。